



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 32 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (32) (警察本部生活環境課) 3
	鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例 (33) (議会事務局総務課) 4
	鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (34) (〃) 5

==== 公布された条例のあらまし ====

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、県内におけるぱちんこ屋等の営業時間に制限を加える。

2 条例の概要

- (1) ぱちんこ屋その他条例で定める営業の営業時間を、午前9時から午後11時までとする。
- (2) 施行期日は、平成20年6月1日とする。

鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

危機的な県の財政状況を踏まえ、鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額を減ずる特例措置の実施期間を延長する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の失効期限を1年延長し、平成21年3月31日とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げたこと等を踏まえ、一般職の職員に準じ鳥取県議会議員の期末手当の支給割合の引下げ等を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県議会議員の期末手当の支給割合を年0.2月分引き下げる。
- (2) 旅行手当の廃止に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
（風俗営業の営業時間の特例） 第4条 略	（風俗営業の営業時間の特例） 第4条 略
（風俗営業の営業時間の制限） 第4条の2 <u>法第2条第1項第7号の営業（ぱちんこ屋及び回胴式遊技機、アレンジボール遊技機又はじやん球遊技機を設置して客に遊技をさせる営業で、当該遊技の結果に応じ賞品を提供して営むものに限る。）を営む風俗営業者は、法第13条第1項の規定によるほか、鳥取県の区域において、日出時から午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前0時（当該翌日につき、前条第1項各号に掲げる日に該当する場合には、当該各号に定める地域については、午前1時）までの時間においては、その営業を営んではならない。</u>	

附 則

この条例は、平成20年 6月 1日から施行する。

鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第33号

鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （施行期日） 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成21年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 （施行期日） 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成20年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第34号

鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当の額）</p> <p>第3条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の140</u>、12月に支給する場合には<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（旅費）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 議会の議員に支給する旅費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号及び第3号の旅行については、第1号に定める鉄道賃、第4号に定める車賃及び第6号に定める宿泊料の額の合計額とする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 外国旅行の旅費 国家公務員の外国旅行の旅費（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）<u>第6条第12項に規定する支度料及び同条第16項に定める旅行手当を除く。</u>）の例による額</p>	<p>（期末手当の額）</p> <p>第3条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の150</u>、12月に支給する場合には<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（旅費）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 議会の議員に支給する旅費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号及び第3号の旅行については、第1号に定める鉄道賃、第4号に定める車賃及び第6号に定める宿泊料の額の合計額とする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 外国旅行（<u>次号の旅行手当が支給される旅行を除く。</u>）の旅費 国家公務員の外国旅行の例による額（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）<u>第39条に定める支度料の額を除く。</u>）</p> <p>（9） 旅行手当 職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）第1条に規定する職員の例による額</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。